

## 令和4年度第5回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

1 日時：令和4年11月11日（金）13時30分から15時00分まで

2 場所：高知県立公文書館 3階 会議室

3 出席者：委員

門田会長、稲田副会長、池田委員、浜永委員、福島委員、福本委員  
実施機関

県立病院課 山本課長補佐、井添主幹  
事務局

法務文書課 次田課長、小谷課長補佐、伊藤チーフ、山本

4 会議に付した事案の案件

(1) 諮問の取下げについて

(2) 協議事項

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例に関する事項について

ア 高知県議会での議論について

イ 高知県個人情報の保護に関する法律施行細則について

ウ 知事が管理する公文書の開示等に関する規則の改正について（死者の情報）

(3) 報告事項

個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

5 議事概要

(1) 諮問の取下げについて

県立病院課（以下「実施機関」という。）から、令和4年10月31日付けの個人情報のオンライン結合による提供に関する諮問について、県立病院と調整が必要な点があり、今回は諮問を取り下げ、次回以降の諮問を検討することの説明があった。

説明後、委員から、諮問を取り下げることで医療に支障が生じないか質問があった。このことについて、実施機関から、当面の間は、オンラインではなく、紙媒体で運用するとの回答があった。

(2) 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例に関する事項について

ア 高知県議会での議論について

事務局から、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例に関して、高知県議

会で、行政機関等匿名加工情報制度について議論があったことの説明があった。

説明後、委員から、特に質問はなかった。

イ 高知県個人情報の保護に関する法律施行細則について

事務局から、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則について、説明があった。

説明後、委員から、特に質問はなかった。

ウ 知事が管理する公文書の開示等に関する規則の改正について（死者の情報）

（ア） 第1条の2第3項

事務局から、死者に関する情報について開示請求があったときに、高知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、死者の利益を害するおそれがあるときは開示しないことができる規定を設けることの説明があった。

説明後、委員から、開示しない場合の決定の審査請求をする機関について質問があった。

このことについて、事務局から、審議会とは別の機関である公文書開示審査会が審査するとの回答があった。

（イ） 第1条の2第4項

事務局から、死者に関する情報の訂正請求や利用停止請求を認めない規程を設けることの説明があった。

説明後、委員から、死者の情報を訂正して欲しいと申し出る方も存在すると考えられるので、その場合、どうするのかという質問があった。このことについて、事務局から、実際は、担当課が自ら訂正することになると考えられると回答があった。

また、複数の委員から、完全に訂正請求や利用停止請求を認めないことには抵抗があるとの意見があった。このことについては、原則として訂正請求や利用停止請求を認めることとし、判断に迷う場合には、審議会の意見を聴くことができる仕組みにする方針となった。

（3） 個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

事務局から、個人情報のオンライン結合による提供の制限に関して、子育て支援

課から2件の協議（令和4年度出会い・結婚・子育て事業広報デジタルプロモーションに関する事務及び令和4年度子育て支援等プロモーションに関する事務）があり、法務文書課で承認したことの報告があった。

説明後、委員から、特に質問はなかった。

（4） その他

委員から、制度委員会での議論を分かりやすくするため、論点を整理したレジюмеを配布資料に追加すること、議事録は箇条書き等で要約した簡潔なものとするなどの要望があった。